

# 市民文教委員会会議録

平成26年6月30日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:23

## 【 案 件 】

1. 議案第51号 平成26年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
2. 議案第56号 飯塚市文化振興基本条例の一部を改正する条例
3. 議案第59号 契約の締結(文化会館大ホール・中ホール調光設備等改修工事)
4. 議案第60号 契約の締結(文化会館大ホール・中ホール音響設備改修工事)
5. 議案第61号 財産の取得(教育用情報機器等)
6. 議案第62号 訴えの提起(平恒小学校敷等の抵当権設定登記抹消登記手続請求)

## 【 報告事項 】

1. 第33回飯塚新人音楽コンクールについて (生涯学習課)
2. 平成26年度中学生海外研修事業について (生涯学習課)
3. バイオコークス実証実験について (環境施設課)
4. 工事請負契約について (契約課)

---

## ○委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「議案第51号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○学校給食課長

「議案第51号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明いたします。補正予算書の29ページをお願いいたします。

第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9076万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を28億7709万4千円とするものです。これに関連して第2条で繰越明許費の変更を、第3条で地方債の限度額の変更を行うものでございます。

今回の補正につきましては、給食調理施設整備に関して新規計上するものが2事業、小中学校統合事業、小中一貫校の整備事業で当初予算に計上しておりましたが、労務単価や建設資材費の高騰等により増額補正を行うものが3事業でございます。

第1条について「歳入歳出補正予算事項別明細書」によりご説明いたします。

歳入でございますが、33ページをお願いいたします。事業の財源となるもので、5款、繰入金、1項、1目、1節、一般会計繰入金で1306万7千円を増額し、8款、市債、1項、1目、1節、学校給食施設整備事業債で1億7770万円を増額計上しています。

次に歳出でございます。34ページをお願いいたします。一番右の説明の欄をご覧ください。最初の○若菜小学校自校式給食施設整備事業費993万円及び2番目の○椋本小学校自校式給食施設整備事業費885万8千円が新規計上分です。これは平成27年度に若菜小学校及び椋本小学校のランチルームの整備を計画しており、それに先立ち今年度に地盤調査、建設工事設計委託等を実施する予算を計上するものです。

他の3事業目尾・幸袋小中学校自校式給食施設整備事業費6278万5千円及び楽市・平恒・穂波東小中学校自校式給食施設整備事業費1億819万8千円の増額補正に関しては労務単価や建設資材費の高騰により増額するもので、潤野・蓮台寺・鎮西小中学校自校式給食施設整備事業費99万6千円は、説明に記載の造成工事調査測量設計委託料等を追加し計上するも

のです。この小中学校統合3事業の予算額につきましては、各校の総事業費を施設規模により按分したものでございます。

第2条の既定の繰越明許費の変更は、31ページの「第2表繰越明許費補正」をご覧ください。小中学校統合事業に係る3事業の予算については、年度内の完了が困難なため事業費の増額補正に伴い繰越明許費の変更を行うものです。

第3条の既定の地方債の変更は、同じく31ページの「第3表地方債補正」のとおり地方債限度額の補正を行うものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

施設整備費についてお聞きいたします。増額というお話がございました。その点について確認をしたいんですが、一昨年の年末にシミュレーションを出してますよね。一昨年の年末に財政の見通しが出されています。そのときにも該当経費があったかと思うんですね。そのときがいくらで、当初予算のときがいくらで、今回いくらになったのか。増額の経緯と割合等々お聞きしたいわけです。その点についてお知らせください。

○学校施設整備推進室主幹

財政見通しの部分については、ちょっと私のほうでは、把握をできてなかったのですが、当初と今回の部分というところの変更内容について、ちょっとご説明をさせていただきたいと思えます。まず、幸袋の部分につきましては、建設工事につきまして、当初予算におきましては、これは学校給食費特別会計の予算ということではなくて、全体額でご説明をさせていただければと思っておりますけれども、その中では当初が建築工事としまして、7億7200――

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:04

再開 10:05

委員会を再開いたします。

○学校施設整備推進室主幹

申し訳ございませんでした。幸袋の小中一貫校の建設部分につきましては、工事管理委託費としまして当初予算と今回の補正額の差額としましては、680万円弱程度の増額という形となっております。造成工事費につきましては、当初予算と補正予算との比較によりますと1億9100万円程度の増額となっております。それで、あと建築工事費につきましては、当初予算と補正予算との比較によりますと8億6980万円程度の増額という形となっております。それと解体工事につきましては、100万円程度の増額という形となりまして合計しますと10億6864万円程度の増額という形となっているところでございます。

○江口委員

財政見通しについては、今すぐ手元にはないわけですよ。今の部分、それと財政見通しともあわせまして、整理して提出していただきたいと思うんです。委員長、差し支えなければ、ほかに議案等もございまして、その分について後にまわしていただけたらと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:07

再開 10:10

委員会を再開いたします。

一旦これは保留いたしますので、ほかに質疑はありませんか。

( な し )

この議案は保留いたします。

では次に、「議案第56号 飯塚市文化振興基本条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○生涯学習課長。

「議案第56号 飯塚市文化振興基本条例の一部を改正する条例」の制定について、ご説明いたします。議案書の24ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、飯塚市文化会館の指定管理者である財団法人飯塚市教育文化振興事業団が、平成26年4月1日付けで公益財団法人の認定を受けたことにより、公益財団法人へ移行するものでございます。変更後の名称は、公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団となります。

議案書25ページに新旧対照表を付けさせていただいております。説明につきましては省略させていただきます。

以上簡単でございますが、説明とさせていただきます。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○上野委員

おはようございます。条例なんですけど、第3項の名称の変更ということですが、飯塚市がこの文化振興施策を実施するに当たっては、その事業団と連携を図りながら行うものとするところあるんですけども、4項にですね、市民、民間団体と事業所と連携する部分で文化の振興を図るものとするところと別立ってあるんですけど、これは何か特別な意味があってこういうふうに分けてあるのでしょうか。

○生涯学習課長

ひとつは、事業団を中心とした、ここに記載させていただいていますが、市民及び民間団体ともさらに連携を深めさせていただきながら、文化振興を図りましょうという項目をつけさせていただいているところでございます。例えば、ここに該当する団体、民間団体といたしましては、飯塚文化協会等がこれに含まれていることと理解をしているところでございます。

○上野委員

趣旨はわかりましたが、3項の市は文化振興施策を実施するに当たっては、事業団としか連携しないというふう書いてあるんですね。文化振興の施策については、市民、民間団体及び事業所とは連携をする意思がないというふうに謳ってあるのでしょうか。

○教育部長

この第3条といいますのは、この条例の中での市の役割についての規定をしております、ご承知のとおり、現在、飯塚市教育文化振興事業団のほう市の指定管理者ということで、市にかかわって市の文化振興施策を担う組織でございます。したがって、これが指定管理の前はこの規定が3条第3項にはなかったんですけども、指定管理を行う関係で、飯塚市とともにその指定管理者である文化振興事業団も、この規定に加えて位置づけをはっきりとさせていただいております。文化振興に関する施策というのは、これは行政の責任として行うべきものでございますので、国、県及び市ということで、なおかつその市の指定管理者までを含めての規定を入れたものでございます。そのようなご理解で、決してほかのところと連携を図ってやらないということではございません。施策を展開するのは、あくまでもこの行政のほうだという責任を明確に位置づけたものでございます。

○上野委員

そうならば指定管理者が入れ替わったときは、また条例の変更があるというふう認識しておいてよろしいですね。

○生涯学習課長

いま委員が言われたとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第56号 飯塚市文化振興基本条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第59号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール調光設備等改修工事）」、及び「議案第60号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール音響設備改修工事）」以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○契約課長

関連がございますので、「議案第59号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール調光設備等改修工事）」及び「議案第60号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール音響設備改修工事）」の2件につきまして、一括して補足説明をいたします。

議案書31ページの議案第59号及び議案書37ページの議案第60号「契約の締結」につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定に基づき、本案をそれぞれ提出するものであります。

議案書31ページをお願いいたします。議案第59号「文化会館大ホール・中ホール調光設備等改修工事」につきましては、契約金額3億4549万5240円で、東芝エルティールエンジニアリング株式会社九州営業所営業所長、札元 茂と契約を締結するものであります。

次に議案書37ページをお願いいたします。議案第60号「文化会館大ホール・中ホール音響設備改修工事」につきましては、契約金額1億9529万4240円で、ヤマハサウンドシステム株式会社福岡営業所副所長、牛尾史樹と契約を締結するものであります。

以上2件の工期につきましては、いずれも本契約として認められた日から平成27年3月31日までとしております。2件の入札執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、参加要件等を決定し、4月25日に入札公告を行い、5月20日に入札を執行いたしました。

なお、議案第59号につきまして、議案書32ページから35ページは、工事概要・位置図等となっており、議案第60号につきましては、議案書38ページから39ページが、工事概要等となっております。

入札の結果でございますが、議案第59号につきまして、議案書資料の36ページの入札概要をお願いします。「文化会館大ホール・中ホール調光設備等改修工事」につきましては、4者からの入札参加申請があり、1者が辞退し、3者による入札の結果、予定価格3億8607万1920円に対し、落札額3億4549万5240円、落札率89.48%で、東芝エルティールエンジニアリング株式会社九州営業所が落札したものであります。

なお、この入札につきましては、3者全者が最低制限価格による同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定により、くじ引きにて落札者を決定いたしております。

次に議案第60号の入札の結果でございますが、議案書資料の40ページの入札概要をお願いします。「文化会館大ホール・中ホール音響設備改修工事」につきましては、3者からの入

札参加申請があり、3者による入札の結果、予定価格2億1840万1920円に対し、落札額1億9529万4240円、落札率89.41%でヤマハサウンドシステム株式会社福岡営業所が落札したものであります。

なお、この入札につきましては、2者が最低制限価格による同額入札になりましたので、地方自治法施行令の規定によりくじ引きにて落札者を決定いたしております。

以上、簡単ですが議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

最低制限価格での落札ということで、いま59号、60号とあわせて説明がありましたけども、金額的に59号のほうが3億4500万円、60号のほうが1億9500万円ということで大きな金額の工事であるわけですけども、最低制限価格になってますけれど、実際、機器の取り替えというのが、ほとんどこの工事になるかと思うんですけど、大体どのくらいの頻度で取り替えを行っているんでしょうか。

○生涯学習課長

今のご質問でございますが、舞台装置は基本的に予防、安全を原則としているところでございますので、舞台設備の更新周期といたしましては、規模にもよるところではございますけども、照明設備関係でありましたら、大体15年から20年、音響設備関係等でいけば10年から15年が、耐用年数とみなすという形になっております。

○永末委員

今回の取り替えの分に関しては、照明に関しては15年から20年ぐらいで、音響に関しては10年から15年ぐらいが、大体の目安ということでしたけども、今回の取り替えに関しては従前まで使ってきた分というのは、大体そのぐらい使っていたということですか。

○生涯学習課長

ところどころの部品交換等はさせていただいているところでございますが、大きな配線等になりますと、そうはいってられないところもございますし、当初の設備はアナログでしているところもありましたので、今度の大きな工事につきましては、デジタルに替えさせていただく工事もこの中に含まれているところでございます。

○永末委員

今回取り替えられるわけですから、従前使ってきた分というのは何年ぐらい使ってきたんですか。

○生涯学習課長

今回が初めての大改修工事でございます。23年になります。

○永末委員

今後は、先ほどの一般的な形で、大体15年から20年とか、10年から15年ぐらいで取り替えていくような形になってくるんでしょうか。

○生涯学習課長

今申し上げた分につきましては、照明、音響が大体目安としてそうなっておりますが、基本的にはやはり25年前後ぐらいが、1つの改修工事の基準にはなるだろうというふうに思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

まず、予算の段階でいくらであって、そして当初予算の段階で、それぞれの工事がいくらだったのか、お知らせください。

○生涯学習課長

まず、調光の分につきましては、予算額については4億1124万4560円でございます。それから、音響の分につきましては、2億3049万1440円でございます。

○江口委員

その金額とほとんど同額が、工事にあたっての設計額と思ってよろしいんですかね。違いますよね。59号の予算は実際予定額としては、3億8千万円。予算のときから、実際に発注するに当たって精査をしたら多少下がったという理解でよろしいんでしょうね。あと、この両方の工事、仕様書をつくって発注するわけですよね。それにあって、専門工事ですから、当然のことながら見積もりを取りながらやられたんだと思っています。その見積もりについては、何者から見積もりをとって出されたのか、お聞かせください。

○建築課長

見積もりにつきましては、3者のメーカーから見積もりをとっております。2件ともです。

○江口委員

2件とも3者ということですが、その3者とも、それぞれ調光操作卓と、また片一方では、音響の調整卓というやつがあるわけなんです。操作板があるわけですよね。それについては、全く同じものを使ってくれというふうな見積もりの発注の仕方だったのか、それともそこについてはお任せするよと、この設備を一新したいんだと、その中でお宅の会社さんだったら、こういった形でいくらでできますかという見積もりの仕方なのか、それとも前提として、この機材を使ってくれというのがあっての見積もりの仕方なのか、どちらになるんでしょうか。

○建築課長

既存の更新になりますので、既設の機材に合わせて、それぞれのメーカーに見積もりをとったわけでございます。

○江口委員

既設の調光卓もあるし、音響卓もあったと。そのリプレースですから、そこが入っていた同一メーカーのものを使うことを前提に見積もりはやってくれるという形なんでしょうか。それとも、新しく入れる機材については、メーカーの縛りはありませんよと、このホールで調光ないし音響をやり換えたいんですというところでの発注でしょうか。

○建築課長

既存の機能を満たすということで、メーカーの指定とかは一切やっておりません。どこのメーカーが入っても対応できるというようなやり方で行っております。

○江口委員

はい、ありがとうございます。現実には提案の中では、そのメーカーは複数のものがあったのでしょうか。参考までにお聞かせください。

○建築課長

ちょっと意味がわからなかったんですけども、すいません。

○江口委員

実際に、見積もりを3者をお願いをしたと、メーカーの縛りはなくお願いをしたわけですよね。そこから出てきたもの、提案に関しては同一メーカーの、同一製品を使ったものが、期せずして3者から出てきたのか、それともA者はXというメーカーだったと、B者はYというメーカーだったと、C者はZというメーカーというふうに、そういった形で、提案については複数の機材の提案があったと思ってよいのか。その点について、お聞かせください。

○建築課長

それぞれでございます。複数のメーカーがばらばらに出してきたということでございます。

○江口委員

はい、わかりました。ありがとうございます。この部分についてなんです、専門工事なん

で、市外業者ばかりなんですけど、この中で例えば機材の調達等々については、市内業者がやって、工事の分のここだけ市外業者がやるとかいう部分については難しかったのかどうか、現実的にどうだったのか、お聞かせください。

○建築課長

この機材については、やっぱり市内業者ではちょっと対応できないと。やっぱりメーカーの専門性が非常に強くて、メーカーでなければならないということで考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第59号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール調光設備等改修工事）」、及び「議案第60号 契約の締結（文化会館大ホール・中ホール音響設備改修工事）」以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第61号 財産の取得（教育用情報機器等）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第61号 財産の取得（教育用情報機器等）」についてご説明いたします。議案書の41ページをお願いします。提案理由といたしましては、教育情報機器等を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、本案を提出するものでございます。

現在、市内の全小中学校に配備しておりますパソコン教室に設置しておりますパソコンやプリンタ等の教育用情報機器を活用し、児童・生徒の情報教育に供しているところですが、今回、そのパソコンやプリンタ等について、庄内小学校、上穂波小学校、大分小学校の3校の教育情報機器を更新、整備するものでございます。

内容といたしましては、取得する財産は、教育用情報機器及びそれに係る教育用ソフトウェアで、取得金額2138万4千円、契約の相手方は、株式会社麻生情報システム飯塚事業所となっております。

なお、今回、整備を行った学校、取得するパソコンやプリンタの台数等の内容の明細につきましては、議案書の42ページのとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

いま説明ありましたが、取得する財産の明細のほうは42ページをご参照くださいということでしたけど、もう少し詳しく教えていただきたいんですけど、42ページのほうでコンピューター123台とか、プリンタ3台とかということを書いてありますけど、整備校のほうは今回3校、庄内小学校、上穂波小学校、大分小学校になっておりますけど、それぞれの小学校ごとの割り付け台数、まずお聞かせください。

○教育総務課長

それぞれ3校につきましては、教師用パソコンが各1台、生徒用パソコンは40台、各学校41台のパソコンになります。あとカラープリンターが1台、プロジェクターも各1台という内容でございます。

○永末委員

トータルの金額として2138万4千円ということですが、コンピューター1台あたりとか、プリンターとか、プロジェクター、サーバー、1台あたりいくぐらいで算出されているんでしょうか。

○教育総務課長

教師用コンピューター、パソコンでございますが、大体8万円弱でございます。生徒用コンピューター、これはデスクトップでございますが、7万円弱。プリンターが1台約19万円、プロジェクターが14万円ということで積算をしております。サーバーにつきましては、各学校に2台配置するようにしております、1台あたり約34万円のサーバーで積算をしております。あとすいません。ソフトがございます。ソフトが1台、これは学校単位でやっておりますが、マイクロソフトのソフトウェアが一式でこれは3校一緒でございますが、160万円、ジャストシステムにつきましては190万円、チエル社のソフトが170万円、コンピューターエデュケーションのソフトが280万円の積算でございます。

○永末委員

ありがとうございます。今回の財産取得の契約の中身を見ていきますと、指名競争入札ということになっておりますけど、59号、60号の案件に関しましては一般競争入札ということで入札に参加された業者さんのほうも出てきておりますけど、この指名競争入札で行った分に関して何者か指名されて、実際に入札に参加されているのか、お示してください。

○契約課長

お尋ねの件につきましては、市内の事務用品の情報処理機器の取り扱いがある市内の業者を指名させていただいております。16者を指名いたしまして、12者が辞退され、4者による入札を執行いたしております。

○永末委員

実際に入札に参加されたのは4者ということでよろしいんですね。今回、学校の教育用情報機器等一式ということですが、当然に入札ですので、物品購入の有資格者名簿に載せられている業者さんから選定されたと思うんですけど、これちょっと教えていただきたいんですけど、例えば物品購入関係の有資格者名簿を見ても、事務用品費という区分とは別に教育用品とか、電気製品とかですね、そういった区分がありますけど、今回に関しては事務用品費の業者さんが選ばれたということでしたけど、そこら辺の割り付けというのは、どんな感じで割り付けられるんですか。

○契約課長

今回の場合につきましては、委員ご指摘のように事務用品の取り扱いの業者さんから選定しておるわけですが、なおかつこの中で、情報処理機器の取り扱いがあるということを指名受付の際にお聞き取りをしておりますので、その中から業者を選定させていただいております。

○永末委員

情報処理機器ということであれば、事務用品費の業者さんのほうからということになるということですか。

○契約課長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

一度、この機器の購入のときはソフトとハードと分けて発注を、昔というか、前回されてたと思うんですが、非常に現場が混乱してトラブルがあったときにどこの業者にかけていいかわからないという教職員の方々の苦情もあったので、今回本当にこういうふうに発注していただいてありがたいことだと思っておりますが、庄内、上穂波、大分なんですけど、いい機械が入っても回線状況はどうなっていますか。光回線がきているところ、これ3校とも来てるんですか。

○教育総務課長

今回の3校につきましては、光回線は今のところ整備はされておられません。

○上野委員

穎田のことしか知らないんですけどね、穎田の小中学校も立派なコンピューターを備えつけてもらっているんですけど、授業を行うときに、トップページが表れるまでに2、3分かかって検索の授業をするんですけど、文字を打ち込んで、検索、みなさんやられていると思うんですけど、打ち込んだ時にどこのページですかという例がダーと出てくるでしょう。あれが出てくるまでにまた2、3分。選んで出てくるまでに2、3分。ということなので、今回買っただいて非常にありがたいと思うんですけど、逆に回線状況が悪い学校については、いいところに移動してこの授業を行うということも、プールと同じですよ、ということを考えられたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○教育総務課長

すみません。1件訂正でございます。庄内小学校は昨年光回線で、失礼しました、ちょっと勘違いしておりました。それと先ほど言われました速度の関係でございますが、ご存じのとおり、昨年学校間ネットワークを構築した中で、その辺の回線のスピードについても、より光回線でなくても早くなるような配線等は一応検討をさせていただいて構築をしたところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第61号 財産の取得（教育用情報機器等）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第62号 訴えの提起（平恒小学校敷等の抵当権設定登記抹消登記手続請求）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校施設整備推進室主幹

議案第62号 訴えの提起について、ご説明いたします。

議案書の43ページをお願いします。提案理由といたしましては、平恒小学校敷及び周辺道路市有地に存在する抵当権の消滅時効による抵当権設定登記抹消登記手続の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、本案を提出するものであります。

原告は飯塚市で、被告は「東京都世田谷区世田谷四丁目23番4号 伊藤 勝治外14人」、事件名は抵当権設定登記抹消登記手続請求事件となります。

44ページに事件の概要等も記載しておりますが、平恒宇伊町1019番1外5筆につきましては、昭和27年に平恒小学校敷として旧穂波村が取得した土地であります。当該地の抵当権につきましては、大正7年から昭和6年までに設定されたものであり、閉鎖登記簿の確認に

より、当該抵当権の被担保債権は、既に消滅時効に必要な期間、10年でございますが、それを経過していることが判明しており、また、当該地の取得後、市に対し、当該債権の請求は、行われておりません。

当該地での小中一貫校建設に伴う開発行為に際し、土地登記簿謄本の抵当権者について、調査を行いました。抵当権者の死亡により数次相続が発生し、抵当権者の相続人は、伊藤勝治外14人となり、共同申請による抵当権の抹消登記が困難な状況となっていることから、消滅時効による抵当権設定登記抹消登記手続を求め、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起するものであります。なお、45ページに当該抵当権設定の位置図を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、訴えの提起についての説明を終わります。

○委員長

説明が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

同様の議案が以前、菰田小学校で出てきたかと思っています。時効での抹消かどうかわかりませんが、学校敷地内に民間の方の土地が残っていて登記の変更が済んでない等々があったかと思えます。ほかの学校、ないし教育委員会所管の財産の中で同様なケースはもうないと思ってよろしいのでしょうか。それとも残っているんだけど、今回はこれだけよというふうな形なののでしょうか。

○教育総務課長

いま委員ご質問の内容につきましては、具体的に個人の土地が敷地内に残っているというようなところは、確かなかったと思います。ただ筆界未定の部分と隣接しているとか、いろいろな教育財産の管理上確認すべき点は多々ございますので、現在いろいろな教育財産の管理につきまして調査等を行うようにしているところでございます。

○江口委員

おおよそ、それが解決する目処というのは、例えば何年以内でやってしまうというのはたっているのでしょうか。

○教育総務課長

本来、教育の財産でございますので、管理、当然すべき項目でございますが、学校につきましては過去の経緯等、例えば地元からの寄附とか、いろいろな経緯等がございます。また国土調査等が実施されているところも、またされていないところ等もございますので、その辺につきましては、年数をいつまでというのはなかなか難しゅうございますが、なるべく早く教育財産の適正管理ができるような形で努めていきたいというふうに考えております。

○江口委員

教育財産だけではないことだと思っています。ぜひ、副市长、またほかの分も含めて、年限切ってやっていくべきだと思います。もう合併してそろそろ10年が経とうとしております。時間が経てば経つだけ、それこそ今日の話にあったように相続人はふえていくし、手間としてはどんどんどんどんふえてくばかりです。ぜひ早期にお願いをしておきたいと思っています。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○上野委員

いま江口委員、言われましたけど、この土地に関しては名義についての変更はもう行政のほうで終わっているんですか。

○学校施設整備推進室主幹

名義につきましては、飯塚市の所有となっております。

○上野委員

合併してですね、行政が使っていても、教育財産に限りませんが、まだ名義が飯塚市じゃな

いものがいくつかあるようにお聞きしています。副市長、ぜひ、もう私も何年もお願いしている物件もあるんですが、議会でも言われておりますが、トップダウンで指示をしていただけませんか。答弁をお願いします。

○副市長

おっしゃるように、これは旧飯塚を含めまして、1市4町合併いたしまして、改めて事業をするために、どうしてこういうところに市が長年使って、あるいは町が使っていたのに個人名義で残っているのが多々あるのは承知しております。現在、その箇所が何カ所あるかというのは、正式には把握しておりませんが、そういうのが実際にわかった場合にはできるだけ速やかに今後解決していきたいというふうに思っております。

○上野委員

ありがとうございます。というのも、結構大きな土地の一部にそういうのがあったりして、財産の有効活用とか、例えば売却に当たっても非常に困難になりますので、ぜひ早急に解決していただきますようによろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

この訴えの提起がなされたと仮定した場合に、実際、費用的なものは大体どのくらいかかってきて、時間的なものはどのくらいかかるのでしょうか。

○学校施設整備推進室主幹

費用につきましては、今回補正予算のほうで計上させていただいておりますが、37万4千円の予算を計上させていただいているところでございます。期間としましては、議決をいただいたあと、顧問弁護士等に処理をしていただいて、この登記をすべて完了するのが今年11月ぐらいをめどとさせていただいているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第62号 訴えの提起（平恒小学校敷等の抵当権設定登記抹消登記手続請求）」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、4件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第33回飯塚新人音楽コンクールについて」の報告を求めます。

○生涯学習課長

「第33回飯塚新人音楽コンクールについて」ご報告いたします。

本コンクールはピアノ部門と声楽部門で開催され、今年で33回目を迎えることとなりました。予選は5月3日から5日までの3日間、ピアノ部門と声楽部門を開催しております。昨年度は86名の応募に対し、本年度の予選参加者は、ピアノ部門60名、声楽部門42名、合計102名の参加となりました。予選の結果はピアノ部門17名、声楽部門16名の方々が本選

出場を果たされました。6月8日に行われました本選では、予選通過者は存分にその実力を発揮し、すばらしい演奏が繰り広げられ、審査の結果、別紙資料のとおりの方々が入賞されました。なお、10月11日、午後2時より、ピアノ・声楽部門とも1位受賞者、そして、地元出身の入賞者を招いて、イヅカコスモスコモンで招待演奏会を開催する予定となっております。

以上、簡単ではございますがご報告といたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成26年度中学生海外研修事業について」の報告を求めます。

○生涯学習課長

「平成26年度中学生海外研修事業について」ご報告いたします。

研修先は、アメリカ合衆国カリフォルニア州のサニーベール市近郊で、期間は、8月20日から28日までの9日間としております。委託業者は、公募による業者選定を行い、株式会社JTB九州に委託することになりました。研修生の選考結果でございますが、定員を20名としておりましたが、申し込みをされた中学生は、65名となり、当日6名の欠席者が出ましたけれども、59名で選考試験を受けていただいております。改めて、海外に向けた研修体験の関心は、英語圏の国に対する希望が高いものと認識いたしたところです。お手元の資料に、友好都市の紹介を載せております。

次のページをお願いいたします。研修の事業日程表については記載の通りです。その中で、18日に第1回の事前研修を実施いたしました。内容は、サニーベール市の中高生との交流を行い、姉妹都市協会の代表者である、マーク・カトウ氏によるサニーベール市のことについて講話をしていただきました。

また、この資料の下段に内容を記載しておりますが、6月17日から23日までの間、友好交流関係を結んでおります、サニーベール市の中高生11名が飯塚市を訪れました。ホームステイ先として、二瀬中学校及び嘉徳東高校等の保護者の方に受け入れていただき、午前は二瀬中学校や伊岐須小学校、嘉徳東高校を中心に交流活動を行い、午後は日本の文化や環境に触れる機会として、嘉徳劇場や小倉城見学などの異文化体験をしていただきました。

以上、簡単ではございますがご報告といたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

この中学生の海外派遣については、友好都市であるサニーベールに行きたいというお話でございます。このサニーベールとの友好都市協定については、昨年12月の当委員会の中で話があって、そのときにすでにもう市長等は行って先方の議会には話をしているじゃないかと、協定ないし手紙等々も出てきていると、先方のホームページ上では。ところが、私たちが聞くのはそのときがはじめてなんだと。悪いことではないんで、いいことなんでやっていただいて結構なんだけれど、その経過等についてきちんと報告を求めるとい話をさせていただきました。これは、今委員ではありませんが、道祖議長も同様にお話をされていたところでもあります。ところが、今日に至るまで、この部分に関して、何ら報告もあってないように思います。その点について、大体どうなっているのか。そういう報告はもうね、既成事実なのでやらないよというつもりなのか、それとも改めて、きちんとした形で報告をいただけるのか。その点について、どうお考えですか。

○教育部長

友好都市に関する経過についての報告がないのではないかとご指摘だと思いますが、こ

の件に関しましては、総合的な窓口を総合政策課のほうが所管をしております、総務委員会のほうで今定例会中の委員会でも報告をされるように聞いております。教育部としての取り組みについてのご報告は、適時させていただいておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。私どものほうで友好都市全般についてのご報告を当委員会のほうですということも、ちょっと権限がおよぶところではございませんので、ご了承をお願いいたします。

○江口委員

いや、おかしいんじゃないかと思うんですよ。サニーベールとのところは、最初は教育の部分でスタートしたわけでしょう。教育のところから医工学連携等々に広がってきたと。そうではない。そういうのは全くない。ただ、前回の12月の委員会的时候には私どもはきちんとね、報告をすべきだというお話をさせていただいております。委員会の中で、きちんと当委員会に報告をすべきだとお話しをさせていただきました。このサニーベールとのやりとりの中で、前回6月に子どもたちが来られましたですよ。そのときは、こういった形で事後になる、事後というか、委員会がある前に来られるんですと、生涯学習課長が説明に来られたので、その際にきちんとこの点について、報告があっておりませんよねと、これについて、すべきでありますということをお伝えしてましたですよ。今のお話だったら窓口は総合政策なので、こちらにはね、お話をしないよと言われるんだけど、そうではないんじゃないかと思っているということなんです。複数がかかっているわけでしょう。そして、この委員会の中で、こうやってすべきだというお話をさせていただいたということなんです。それは、全くしない、もうこれは総合政策の案件なので、こちらでやらないという。改めて協議をさせていただいて、きちんと報告をしていただくべきだと思っております。ぜひ、その点についてしっかり考えていただきたいと思っています。

○生涯学習課長

今、委員が指摘をされた分につきまして、私どもの生涯学習課としては、中学生海外研修派遣事業を今年度、カリフォルニア州サニーベールに行くところでありまして、そちらの分につきまして、事業の交流は今進めさせていただいておりますし、また来年度の方向性も考えなければいけないところでございますので、その分につきましては、随時報告はさせていただこうと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

今年からサニーベールに変えられたんですが、参考までに去年までの行き先と参加申込の人数をお知らせください。

○生涯学習課長

平成23年、24年、25年の3年間は、台湾のほうに行っているところであります。昨年25年度につきましては、定員50名に対して19名の参加でございました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「バイオコークス実証実験について」の報告を求めます。

○環境施設課長

飯塚市クリーンセンターにおいて実施を予定しております、バイオコークス実証実験について報告いたします。お手元の資料に基づいて、説明させていただきます。

まず、実証実験の目的でございますが、国内で使用されている石炭コークスは、大部分を中国等からの輸入に頼っているのが現状です。近年では、石炭コークスのトン当たり単価は約

3万円で安定しておりますが、平成20年度にはトン当たり単価が約7万円と高騰いたしました。一般的に石炭コークス市況は、鉄鋼需給状況、国内、海外を含めまして、そういう状況です。経済状況や為替レートなどにより変動するため、社会情勢の悪化等による購入価格の高騰など不安定な部分があります。バイオコークスは、間伐材や刈り草、もみ殻などの動植物に由来する有機物である資源バイオマスから製造されるものです。国内で調達可能であり、社会情勢に影響されることが少なく、安定した供給が可能であることから、石炭コークスの代替燃料として、バイオコークスの機能を検証するため、実証実験を実施したいと考えております。

実証実験の方法につきましては、熔融炉の安定操業とごみ処理を優先することとし、熔融物の品質管理基準を設け熔融物温度を適正に維持しながら低減効果を検証したいと考えています。実験については、通常ごみ1トン进行处理するために必要となるコークス量の平均値を示す、石炭コークス原単位の基準値を60キログラムと設定し、また、コークスが実際に使用できる熱量である低位発熱量は、石炭コークスが約8千キロカロリーに対して、バイオコークスは約4千キロカロリーでありますので、石炭コークス投入量を1としますと、バイオコークスの投入量は2倍必要となりますので、1対2の割合で投入いたします。石炭コークスの代替条件については、目標設定として10%から30%代替までの3段階を設定し、安定稼働に必要な熔融物温度が安定した段階で、次の代替条件に移行することとしています。それぞれの代替条件での検証期間は8日間とし、期間は1カ月程度を予定しており、評価及び報告書等の作成までを含めた全体の期間は約2カ月を見込んでおります。

なお、実験の方法につきましては、バイオコークスの開発者であります、近畿大学の井田民男教授と協議いたしまして、進めたいと考えております。

実施方法につきましては、1月31日の委員会の折にも、いくつか提案がございましたが、それを含め3点ほど検討いたしております。

まずはじめに、バイオコークスをごみピットに投入後、ごみクレーンを利用し投入ホッパへ投入する方法。2点目ですが、バイオコークスを清掃工場5階にあるホッパーステージに持ち込み、コンベヤを新たに設置することで、投入ホッパへ直接投入する方法。3点目ですが、副資材を運搬している、既設コンベヤを利用し、バイオコークスを投入する方法の3点でございます。この3点について検討し、実験を実施するにあたり、可能な限り既存設備を使用し人力作業等も含めてのバイオコークス投入方法を検討いたしました結果、安全面、バイオコークスの運搬・搬送面や費用面を考慮し、第1案のバイオコークスをごみピットに投入後、ごみクレーンを利用し投入ホッパへ投入する方法で実施するよういたしました。

実施方法につきましては、バイオコークスを袋詰めし、プラットホームに搬入します。プラットホームのダンピングボックス、一般車両搬入口を利用し、バイオコークスをごみピット内へ投入し、ごみクレーンで攪拌作業を行い、バイオコークスとごみを一緒につかみ、熔融炉上部にあります投入ホッパへ投入します。

実証実験に要する費用につきましては、バイオコークス、燃料費の購入費用として477万4千円、委託料といたしまして509万8千円、合計で987万2千円の費用を今回の6月補正予算で計上しております。

以上、簡単ですが報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

○契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付いたしております資料によりご報告いたし

ます。今回報告をいたします4件の工事は、小学校の大規模改造工事3件及び庄内生活体験学校進入路道路路面改良工事でございます。小学校の大規模改造工事3件の入札の執行状況につきましては、条件付き一般競争入札実施要領及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、市内建築一式工事のI等級に格付けされる要件等を決定し、6月3日に入札を執行いたしました。

また、庄内生活体験学校進入路道路路面改良工事の入札執行状況につきましては、指名競争入札参加者指名基準及び運用基準に基づきまして、業者選考委員会において、市内業者名簿に登録されています法面工事の業者を指名することで決定し、入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。飯塚小学校大規模改造（その3）工事につきましては、13者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億3392万2160円、落札率89.61%で、株式会社曾根組が落札しております。

次に、資料2ページをお願いします。菰田小学校大規模改造（その2）工事につきましては、12者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億3164万2280円、落札率89.48%で、株式会社西組が落札しております。

次に、資料3ページをお願いします。鯉田小学校大規模改造（その3）工事につきましては、12者による入札を執行いたしました。その結果、落札額8434万5840円、落札率89.58%で、大和興業株式会社が落札しております。

以上、3件の建築一式工事I等級による入札につきましては、それぞれ2者以上の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

次に、資料4ページをお願いします。庄内生活体験学校進入路道路路面改良工事につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額7884万円、落札率99.73%で、柴田建設工業株式会社が落札しております。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 10

再開 11 : 19

委員会を再開いたします。

それでは、保留してありました議案第51号を議題といたします。

#### ○学校施設整備推進室主幹

おとし、発表されました財政見通しの状況ということで、公共施設の概要が説明されております。その額と平成26年度当初予算、また今回の6月補正との比較の説明をさせていただきます。全体事業費とさせていただきますが、幸袋の小中一貫校の部分につきましては、財政見通しにつきましては、43億6237万7千円。平成26年当初予算につきましては、53億8024万8千円。比率としまして、約1.233倍程度となっております。今回の補正額を加えますと合計額が、61億7318万1千円。財政見通しと比較いたしますと1.415倍程度となっております。次に、鎮西中学校区につきましては、財政見通しの額としましては、54億2181万8千円。平成26年度の当初予算につきましては、62億7143万4千円。比率としましては、1.156倍程度となっております。6月補正を加えますと合計額が、63億869万7千円となりまして、比較しますと1.163倍程度となっ

ております。鎮西中学校区につきましては、今回、建築工事費等の労務単価、資材費等の部分は反映をさせていないところではございます。次に、穂波東中学校区につきましては、財政見通しの数字としまして43億8179万円。平成26年度当初予算が、51億4622万2千円。比率としまして、1.174倍程度となっております。補正予算を加えますと、56億6087万5千円。比率としまして1.292倍程度となっているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第51号 平成26年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。